

平成27年度三原市社会福祉協議会事業計画

【基本方針】

今日、少子・高齢化、人口減少の進行、生活様式の変化に伴い、地域社会や家庭の様相は大きく変容し、家族力の低下及び地域連帯感の希薄化につながっています。さらに経済情勢や雇用環境の改善は伺えるもののまだまだ厳しさは残っており、社会的孤立の問題や経済的困窮や低所得の問題、権利擁護の問題等地域における生活課題は多様化し深刻化してきています。

本年度は、第3次地域福祉活動計画『誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して』の実践2年目にあたり、地域の実情や福祉ニーズを把握すると共に、住民が何を求め、必要とする支援は何かを適切に把握していくことが重要となります。その為に地域の様々な団体・組織と連携し協議ができる地域包括ケア・小地域ネットワーク活動の一層の充実を図り、新たな地域支援事業の取り組みを促進し、サロン活動や地域の見守り活動についても引き続き重点事業として進めていきます。

また、安心した生活を営め、適切なサービスが利用できるような相談支援体制として、既存の高齢者相談センター(地域包括支援センター)、障害者生活支援センター、福祉サービス利用援助事業、法人後見事業及び生活福祉資金貸付事業に加え、新たな生活困窮者自立相談支援事業(自立相談支援センターみはら)を含めて、対象者の個別支援活動に取り組み、質の高い自立支援活動の展開に努めます。

全国各地で発生する大規模災害や昨年の広島市土砂災害でも、被災地社協が中心となって災害ボランティアセンターを設置・運営しています。突発的な災害時に迅速・的確な対応ができるよう、職員一同が災害に対する知識や意識を高め、関係機関・団体等と連携し、それぞれの役割の確認・意識の共有を図り、スムーズな対応ができるように努めます。

介護保険事業・障害者支援事業については、介護報酬単価の変更や介護保険事業利用者の減少等により、引き続き減収となることが予測されますが、各種法令を遵守し、個々の尊厳を基本にした、良質できめ細やかなサービスの提供に努めます。また、高齢者や障害者等が安心して在宅での生活が継続できるよう利用者やその家族、地域住民との信頼関係を構築していきます。

法人運営においては、新会計基準の導入により、会計の透明性が図られるとともに、法人全体の財務状況が明らかになります。なお一層効率的な法人運営がもとめられ、経営面での収支が重要になることから、事業の課題整理と合理化を推進し、より安定的な事業の経営を目指します。

【重点目標】

1. 小地域福祉活動の基盤整備
2. 障害者福祉の推進
3. 相談支援・権利擁護・生活困窮者自立相談支援の推進
4. 介護保険事業所のサービスの向上と効率的運営
5. より適正な法人運営と経営機能の強化

【事業内容】

1. 地域福祉活動の推進に関すること

誰もが安心して暮らせるまちづくりの取り組みとして、地域住民、関係団体等が地域内の課題を共有し、それぞれの特性を活かした福祉活動を協議できる小地域ネットワーク活動の取り組みとともに、具体的な地域福祉活動として、サロン活動と見守り活動の実践を支援していきます。

また、介護保険制度改正による「新たな地域支援事業」に向けて、これまで培ってきた住民主体の小地域福祉活動の強みが発揮できるよう体制づくりに取り組んでいきます。

(1) 小地域福祉活動の推進

① サロン事業の推進と活動への支援

- ・ ふれあい・いきいきサロン活動の育成・支援
- ・ 地域子育て支援サロン活動の育成・支援
- ・ 活動継続に不安なサロンや休・廃止状態サロン地域への支援

② 常設サロン「ひよりや」の機能の充実

- ・ 常設サロン運営委員会と関係機関・関係団体との連携強化
- ・ 地域の拠点づくり（小地域お茶の間づくり事業）の推進

③ 地域見守り活動の推進と活動への支援

- ・ 地域見守り活動の拡充・支援
- ・ サロンでの見守り・声掛け活動の推進と意識啓発

(2) 小地域福祉ネットワークづくりの推進

① 小地域福祉活動推進のための「地域あんしん会議」や「見守り連絡会議」の充実・拡充

② 包括ケア体制へ向けての基盤の強化（住民自治組織・各種団体・組織との連携促進）

③ 行政、高齢者相談センターや民生委員児童委員等関係機関との連携

④ 「地域の福祉をすすめる会」との連携

(3) 地域福祉活動の推進

① ご近所お互いさま活動「ほっとは一と」事業の充実

② 生活・介護支援サポーター人材を活かした新たな取り組み

③ 住民参加による新たな福祉活動の支援

- ・ 日常生活の困りごと応援活動（鷺島）の育成

(4) 小地域福祉活動を担う新たな人材養成・育成と地域支援

① 地域福祉推進リーダー養成講座の開催

② 生活・介護支援サポーター養成講座、フォローアップ講座の開催

③ 近隣互助応援活動「ほっとは一と」協力員の養成・育成

④ 認知症高齢者やすらぎ支援員の養成・育成

(5) 生活支援サービス体制整備事業の推進

① 生活支援コーディネーターの配置

② 生活支援サービスの基盤整備

③ 協議体の設置・運営

④ 生活支援サービス体制整備事業の普及啓発・広報

(6) 福祉ボランティアのまちづくり事業の推進

① 市民啓発推進事業

- ア. みはら福祉大会の開催
- イ. 「ボランティア祭り」の開催
- ウ. 福祉展の開催
- エ. 「みはらふくし情報」の定期発行
- オ. 「ぼらせんだより」の定期発行
- カ. つなごうねっとの普及啓発

② 養成研修事業

- ア. ボランティア入門講座
- イ. ボランティアスキルアップ講座
- ウ. 中学生・高校生ボランティア活動きっかけ講座
- エ. 点訳ボランティア養成講座
- オ. 手話奉仕員養成講座
- カ. 朗読録音ボランティア養成講座
- キ. 要約筆記講座
- ク. 災害ボランティアの登録・養成講座

- ③登録・調整・派遣事業
 - ア. ボランティア登録・派遣事業の調整
 - イ. 手話通訳者設置事業の運営
 - ウ. 手話通訳者派遣事業の実施
 - エ. 要約筆記奉仕員派遣事業の実施
 - オ. 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業の実施
- ④ボランティアの組織化事業
 - ア. 三原市ボランティア連絡協議会活動の支援
 - イ. ボランティアの組織化と活動支援
- ⑤三原市ボランティア・市民活動サポートセンター事業の推進
 - ア. ボランティア・市民活動サポートセンター運営委員会の開催
 - イ. ボランティア活動を含む市民活動の推進
 - ウ. ボランティアグループと市民活動団体との連携・協働
 - エ. 市民活動等の情報発信
 - オ. ボランティア保険への加入促進
- ⑥被災者生活サポートボランティア活動の推進
 - ア. 三原市被災者生活サポートボラネット推進連絡会議の開催
 - イ. 広島県被災者生活サポートボラネット推進会議との連携
- (7) 福祉教育の推進と支援
 - ①社会福祉推進校の福祉活動取り組みへの支援
 - ②社会福祉施設「夏期体験学習」活動の推進
 - ③地域での福祉学習の推進と小地域福祉活動への参加促進
 - ④社会福祉士等養成専門学校等の実習生の受入
- (8) 児童福祉の推進
 - ①児童交通安全対策の為の交通安全帽子の寄贈
 - ②児童の健全育成の推進
- (9) 在宅福祉の推進
 - ①家族介護者交流事業の開催
 - ②認知症高齢者家族やすらぎ支援事業の推進
 - ③男性一人暮らし高齢者・男性介護者料理教室の開催
 - ④福祉機器貸出事業の推進
 - ⑤移送サービス事業の推進
- (10) 社会福祉調査・広報活動の推進
 - ①社協機関紙「ええまちみはら」の発行
 - ②社協ホームページの有効活用
 - ③広報モニター事業の推進
 - ④各地域センター版社協活動情報紙の効果的な活動
- (11) 共同募金運動に関する事
 - ①戸別募金の増強と特別募金(法人・大口)、職域募金の開拓
 - ②街頭募金、チャリティーバザー等の募金活動の実施
 - ③募金配分金活用事業の広報の充実
- (12) 日本赤十字事業の拡充強化の協力に関する事
 - ①日本赤十字社員制度の普及と増強
 - ②三原・本郷赤十字奉仕団の育成強化と活動の推進

2. 障害者福祉の推進

障害のある方やその家族の相談窓口として、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用援助や調整を行い、障害のある方の自立と社会参加の促進を図ります。

また、支援を必要としている心身障害児（発達障害を含む）及び保護者に対し、療育指導や各種相談を行い、育児不安の解消と親の社会参加を促し、障害児の保育を中心とする集団支援及び個別支援を通して、児童の健全な発達を支援します。

- (1) 障害者生活支援センタードリームキャッチャーに関する事

- ①相談支援事業
 - ア. 計画相談支援
 - ・ 障害福祉サービス等利用における計画作成に関する事
 - イ. 障害児相談支援
 - ・ 障害児通所支援に関する事
 - ・ 障害児の生活全般に関する事
 - ウ. 地域移行支援・地域定着支援
 - ・ 障害者の地域生活への移行・定着に関する事
 - エ. 委託を受けておこなう相談支援
 - ・ 福祉制度の情報提供や社会資源の活用等生活全般に関する事
 - ・ ピア・カウンセリング（当事者による相談）に関する事
 - ・ 生活アシスタント事業に関する事（生活協力員の派遣）
 - ・ 居住サポート事業に関する事（障害者の居住確保）
 - ・ 虐待等専門的な相談支援
 - ・ 巡回相談（本郷町・久井町・大和町）
 - ・ 成年後見専門相談
- ②ネットワーク推進事業
 - ア. 三原市地域自立支援協議会の運営に関する事
 - イ. 広域ケアネットワークに関する事
 - ウ. 事業の啓発
- ③生活支援事業
 - ア. 障害者自立生活教室
 - イ. 家族支援講演会
 - ウ. 地域活動支援センターとの協働
- ④地域活動支援センター事業
 - ア. 当事者・家族活動の支援
 - イ. 支援計画に沿った個別支援の充実
 - ウ. サロン活動の支援
 - エ. 教室・講座等の企画運営
- (2) 三原市障害児通所支援施設「ぽぽら」の運営に関する事
 - ①児童発達支援事業
 - ア. 集団療育の充実
 - イ. 個別療育の充実
 - ウ. 個別相談の定期的な実施
 - エ. 訪問支援の実施
 - オ. 関係機関との連携強化
 - ②地域子育て支援センター事業
 - ア. 子育て親子の交流促進
 - イ. 子育てに関する相談支援
 - ウ. 子育てに関する情報提供
 - エ. 講習会の企画・運営
 - オ. 子育てネットワークの拡大
 - ・ 関係機関との連携強化
 - ・ 事業の啓発
- (3) 障害者(児)福祉に関する事
 - ①三原市福祉のまちづくり推進協議会の活動支援
 - ②障害者(児)の福祉を進める活動
 - ③視覚障害者の福祉を進める活動
 - ・ 点字及び録音広報等発行事業
 - ④聴覚・言語障害者の福祉を進める活動
 - ・ ろうあ者の日常生活を支援する「手話通訳者」の活動充実

3. 相談支援・権利擁護事業・生活困窮者自立相談支援事業の推進に関すること
一人ひとりが自分らしく生活するため、総合的に解決を図る相談活動・福祉サービスの利用援助・成年後見等の権利擁護事業を推進します。また、地域福祉課題を解決するために、民生委員の相談活動や行政等の相談窓口と連携強化を図ります。
- また、高齢者相談センターにおいては、久井町・大和町・八幡町の高齢者等の保健・医療・福祉の増進を包括的に支援する地域の中核的機関として、機能の充実に努め、各関係機関・団体と連携を図り、高齢者の地域ケアのネットワーク事業や総合相談事業を推進します。
- (1) 心配ごと相談事業に関すること
- ① 心配ごと相談所の定期開設
 - ② 専門相談体制の充実と関係機関との連携
 - ③ 相談員の研修内容の充実
- (2) 生活困窮者自立相談支援事業に関すること
- ① 自立相談支援事業
 - ア. 訪問支援（アウトリーチ）を含む相談支援
 - イ. ニーズに応じた支援プランの作成
 - ウ. 課題の評価・分析（アセスメント）
 - エ. 関係機関との連携体制の確保
 - ② 住居確保給付金事業
- (3) 生活福祉資金貸付事業に関すること
- ① 生活福祉資金（総合支援資金・教育支援資金・福祉資金・不動産担保型生活資金）、臨時特例つなぎ資金の相談・貸付・支援・指導（償還）
 - ② 緊急つなぎ資金貸付事業
- (4) 福祉サービス利用援助事業「かけはし」に関すること
- ① 福祉サービスの利用援助，日常的な金銭管理，通帳，保険証等の預かりサービス
 - ② 運営連絡会議の開催と関係機関の連携
 - ③ 生活支援員の育成・研修
 - ④ 事業の啓発と相談機能の強化
- (5) 成年後見事業に関すること
- ① 相談・支援活動の充実
 - ② 事業の啓発と周知
- (6) 三原市高齢者相談センター「はーもにー」（北部地域包括支援センター）に関すること
- ① 地域包括ケア推進事業
 - ア. 個別事例，地域課題の解決に向け地域ケア会議を開催
 - イ. 医療・介護・福祉専門職種の多職種連携ネットワーク会議
 - ウ. 認知症地域支援推進員の配置，認知症カフェの企画運営
 - エ. 社協と協働して，高齢者見守り事業への支援
 - ② 予防給付・介護予防事業ケアマネジメント業務
 - ・ 要支援者（予防給付）・二次予防高齢者（介護予防事業）の対象者にケアプランを作成しサービス利用の援助
 - ③ 総合相談支援業務
 - ア. 高齢者の総合相談援助に関すること
 - ・ 高齢者相談窓口大和との連携
 - イ. 高齢者実態把握に関すること
 - ④ 権利擁護・虐待防止の早期発見業務
 - ア. 高齢者の成年後見に関すること
 - イ. 虐待の早期発見・防止に関すること
 - ⑤ 包括支援・継続的ケアマネジメント支援業務
 - ア. 介護支援専門員の支援に関すること
 - イ. 地域ケアネットワークの構築に関すること
 - ウ. 困難事例への指導・助言に関すること

4. 介護サービス事業に関すること

利用者本位・自立支援に向けた充実した介護サービスの提供を推進します。

「介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で、住み続けたい」という願いをかなえるため、また障害のある人に自立や社会参加を支援するため障害者の介護サービスを推進します。このため各事業所間で連携し・情報提供体制の充実を図り情報の共有化に努めます。

質の高いサービスを提供できるよう人材育成に努め、利用者やその家族から信頼されるよう適切な介護サービスを目指します。

事業運営については効果的・効率的な経営の維持に努めます。

今後介護保険制度・障害福祉制度の見直しに向けて情報をもとに研修を実施し、円滑な介護サービス事業が実施できるように取り組みます。

- (1) 居宅介護支援事業の充実（梅林・久井・大和）
 - ・ケアプラン（介護サービス計画）の作成
 - ・要介護認定の調査
 - ・住宅改修相談・計画
 - ・福祉用具相談事業
- (2) 訪問介護事業の充実（梅林・久井・大和）
 - ・身体介護（入浴・排泄・食事等の介助・外出介助）
 - ・生活援助（調理・洗濯・掃除・買物等の援助）の提供
- (3) 通所介護事業の充実（梅林・久井・大和）
 - ・利用者の社会的孤立感の解消
 - ・心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減
 - ・レクリエーションや日常生活動作訓練，食事や入浴のサービスの提供
- (4) 訪問入浴介護事業の充実（梅林）
 - ・自宅に浴槽を持ち込んで行なう入浴介護サービスの提供
 - ・入浴前に血圧・体温・脈拍のチェックを行い，利用者の清潔・保持の確保
 - ・家族の介護負担の軽減
- (5) 障害者訪問介護・障害者通所介護の充実
 - ・障害のある人々が必要とする訪問介護・通所介護サービスの提供
 - ・障害者の自立支援
 - ・重度訪問
 - ・同行援護（視覚障害者）
 - ・移動支援
- (6) 身体障害者訪問入浴サービス事業の充実
 - ・自宅に浴槽を持ち込んで行なう入浴介護サービスの提供
 - ・入浴前に血圧・体温・脈拍のチェックを行い，利用者の清潔・保持の確保
 - ・家族の介護負担の軽減
- (7) 介護予防サービスの充実
 - ・自立支援
 - ・要介護度が上がるのを防ぎ，生活機能を向上させるサービスの提供
- (8) 介護サービス事業所の効果的な経営
 - ・質の高いサービス提供のための人材育成
 - ・効果的・効率的経営で安定した事業所の確立

5. 法人運営に関すること

地域福祉を的確に推進のために、健全な財政基盤の確立と人材育成に努めます。

- (1) より適正な資金の運用と積立金の有効な運用
- (2) 役員・評議員研修及び職員研修による資質の向上
- (3) 社協会員の加入促進（自主財源の確保）
- (4) 三原市との連携・協働体制の強化